

森鷗外と山縣有朋

——明治の終焉まで——

小堀桂一郎*

緒言

大正期の思想界に於いて、當時第一級の碩學にして賢者の名聲を享受してゐた森鷗外と、所謂維新の元勳にして、政界の現役隱退後も事實上陸軍の最高権力者の地位にあると目されてゐた元老山縣有朋とが、或る種の近しい關係にあつたらしいといふ傳記的事實は我々の興味を唆る主題である。兩者の間柄は双方ともが社會的地位が確立し、人間の個性も成熟してから後の段階で始まつた交際であつた。かうした権力者がありがちの事として、山縣は森に何らかの利用價值を見出したが故に己が身近に近づけたのだらうし、森の方でもそこに何がしかの意味と、敢へて打算的とは云はないがともかくも己の目的に添つた或る効果を認めたと進んで氣骨の折れる華族との交際に踏み入りもしたのであらう。一体その交際の内的動機は何だつたのだらうか。兩者

が互ひに相手に求めたり、結果として受取つたりしたのは、抑々どんな種類の精神的品目で、それは又兩者の同時代に於いてどの様な歴史の意味を帯びた交流だつたのだらうか。

山縣有朋、幼名辰之助は天保九年閏四月長州萩に生まれてゐる。それから二十四年の後、文久二年一月に森林太郎は萩とは地理的に程遠からぬ石州津和野に生まれた。干支で所謂二廻りの違ひで二人は共に成年である。それほど年齢が開いてゐるのに、歿年は同じで大正十一年、大震災の前の年のことになる。二月一日に山縣が歿した時、鷗外の日記は二日の項に〈弔問山縣氏第〉、九日の項に〈會山縣公有朋葬於日比谷公園〉と極めて簡潔な文字を留めてゐるが、それから丁度五箇月後の七月九日に鷗外も世を去つた。

この様に年次的な並列をしてみると、この年代的關係は以て山縣と森とが何か縁のある間柄だつたと見る理由になるのか、むしろその逆であるのか、どちらでもよい様なものだが、何となく、この年あたりを境目にして、政治的にも思想的にも、明治大正といふ時代の或る顯著な部分を象徴するといつてよい二人の大きな人物が消え、それと共に彼等の代表する時代精神乃至は時代の情念の如きものも現實的存在から歴史的存在へと移行してゆく、そんな機縁を成したといふ程度の「縁」が感じられる。ついで乍ら、山縣より三週間前に、遺憾乍ら「對華二十一箇條要求」と結びついて記憶される名である所の「民衆政治家」大隈重信が歿し、彼の國民葬は、極めて寂しいものだつたと傳へられてゐる山縣の國葬とは對照的に、その名の通りに全國民の哀悼を集めた。

これもついでに記すと、その前年大正十年が皇太子裕仁親王が攝政宮に就任された年、翌大正十二年は前記の様に大震災發生の年である。

「實質的」な大正時代の終焉と時を同じうして、山縣と森とは相次いで世を去つたことになる。

(一) 山縣の青年時代・歐米軍勢力の衝撃

山縣は二十歳代前半の青年期に、といふことはつまり恰度森林太郎が誕生した文久二年前後の頃といふことになるが、彼の生涯の精神的姿勢を決定することになる二つの深刻な體驗に遭遇してゐる。その一は尊皇攘夷運動への挺身、その二は文久三年と元治元年とに續いて發生した、英米蘭佛諸國の軍艦による下關砲臺砲撃事件である。

山縣は安政五年十月に二十歳で松下村塾に入門した頃は小輔と名告つてゐた。吉田松陰はそれから間もない十二月には野山獄に收監され、翌安政六年には江戸に送られて刑死してしまふのであるから山縣小助が松陰に親炙した月日は極く短い。だが山縣は終生松陰の門下生たることを自負し、且つさう自稱したし、松陰の方でも小助の氣力、性根の坐つたところに一目置くといふことはあつたやうである。松陰に認められたのは謂はば根性だらうが、山縣の側から松陰に捧げたその後私淑の中に彼の生涯を通じて變らなかつた精神的姿勢の一半を看取することができる。

その姿勢が行動となつて表に現れ、且つ青史に歴然たる痕跡を残したのが、所謂尊皇攘夷の黨派の實力行使の中で山縣が果たした役割である。

安政五年（一八五八年）日米修交條約が勅許を待たずに調印・締結され、以後對オランダ、ロシア、イギリス、少しおくれでフランスとの間に次々と修交通商條約が結ばれ、日本が對外通商に門戸を開き、不平等條約の軛を嵌められた體勢のまま世界貿易の網の目の中に組み

こまれてゆく趨勢は最早逆らひ難い力を具へてゐた。しかしこの趨勢を堪へ難い國家的屈辱と感じて悲憤慷慨に明け暮れてゐたのが尊皇攘夷の旗印を固く奉じてゐた勤皇の志士達である。安政六年の暮近い、所謂安政の大獄といふ苛酷な彈壓への復讐として萬延元年（一八六〇年）（正確には改元の寸前、安政七年三月）水戸の浪士達が對外屈從と志士彈壓の元凶と目した大老井伊直弼を櫻田門外に暗殺した。このテロ事件は不幸にも尊皇攘夷派の氣勢を煽動する結果となり、文久元年のアメリカ公使館通譯官ヒュースケンの暗殺、東禪寺イギリス假公使館襲撃、文久二年の生麥事件と、何件もの流血沙汰を誘發した。一旦外國の權益に入りこまれたら、それへの對應をめぐつて國論が分裂し、從來相拮抗してゐた黨派間の勢力争ひが新たな争點を得て武力闘争に擴大しがちであるのが發展途上國の宿命である。文久二年當時の日本では薩摩と長門の兩藩の間にその争ひが生じた。つまり長州藩は藩主毛利敬親が松下村塾門下の志士達の尊皇攘夷の情念を抑へて開國和親・公武合體の現實的政策を推進しようとしてゐた。攘夷派の志士達はこれに不満を抱き、薩摩の島津久光の上洛、朝廷に向けての攘夷の建言、そして攘夷の勅令の下付といふ筋書に期待をつないだ。ところが文久二年四月、千人の藩兵を率ゐて入洛した島津は攘夷派志士達の期待を裏切つて開國和親・公武合體に立脚した幕政改革論を建議し、此が朝廷の嘉納するところとなつたから、長州の毛利としては政策建議の競合の中で島津に出し抜かれた如き感情を抱く。そこで元來同じ路線を進んでゐるはずの島津を支持するのではなく、之との對抗上、文久三年の七月、俄かに方針を轉換し、攘夷實行を掲げて、朝廷奉戴の點で先に成功を博した島津を追ひ落して政局の主導權を握らうとする。薩摩藩主の向背に裏切られたと感じてゐた京都集結中の尊皇攘夷は

もちろんこの轉換を歓迎し支持したから、京都に於ける長州藩の朝廷に對する影響力は忽ちに増大した。明けて文久三年の三月には孝明天皇が折から上洛してゐた將軍家茂とその後見職一橋慶喜を随伴して賀茂の社に攘夷祈願の御親拜を行ひ、翌四月には同じ趣旨で石清水八幡宮に行幸されるといつた少々派手な事態も發する。

かうしたなりゆきを山縣小助等松下村塾系の志士達の眼から見れば、自分達の熱意が遂に藩主を動かして藩論の轉換をもたらした、そして朝廷は自分達の眞摯な運動に道理を認め、その熱誠に應へ給うたのだと映るから、そこで意氣軒昂、尊皇攘夷運動の神髓は我にありとの昂揚した氣分にもなる。次に來る四國連合艦隊との戦闘では慘憺たる敗北を喫し、戊辰戦争を中心とする幕末維新期の戦亂の中で大した戦功を挙げたわけでもなく、當然目立つほどの行賞にあづかつてゐぬ山縣は、しかしそれにも拘らず、自分が一貫して搖ぎなき勤皇家の正統であるといつた深い自信の如きものを内に有してゐた。その自信の基盤をなしたのがこの頃の経験だつたと見ることもできよう。

志士達の激情に乗せられた長州の藩政府は朝廷に對して次々と過激な進言を奉り、勢づいた朝廷は幕府に攘夷の決行を迫る。名分上征夷大將軍に他ならぬ幕府は朝廷から迫られては已むを得ず、文久三年五月十日を期しての攘夷の戦闘開始を諸侯に通達するに至る。待望の幕令に接した長州藩は期限到來の當日下關海峡を通過するアメリカの商船（ペンブローク號）に砲臺から射撃を浴びせ、少し間を置いて五月二十三日にはフランスの軍艦キンシャン號を、二十六日にはオランダの軍艦メデューサ號を砲撃する。いづれも不意打ちであるため、艦船は應戦の遑なく急遽退避して行つたので、長州藩兵は意氣大いに揚つたが、國際法を無視した暴舉への復讐の鐵鎚は忽ち身にふりかかつて

きた。

六月一日アメリカ軍艦ワイオミング號が長州藩の砲臺及び港内の軍艦群に接近して砲撃を加へ、大損害を與へて自らは僅少の被害を受けただけで去つていつた。六月五日にはフランス軍艦セミラミス號とタンクレード號が砲臺に接近して投錨し約二時間の砲撃で長州藩の臺場をほとんど破壊しつくした。剩へ陸戦隊を上陸させて地上の白兵戦に及んだのだが、ここでも長州兵は壓倒的優位を誇るフランス軍の兵器のために惨敗を喫する。山縣はこの年二十六歳、狂介と改名し、士分に取立てられてゐて、槍を携へて地上戦に参加したらしいが、無殘な敗北にどんな感想を懷いただらうか。

この時は元來戦闘の規模が小さかつたせもあるもあつて長州兵の受けた敗北の衝撃はそれほど深刻なものではなかつたらしいのだが、懲罰はこの一回限りではなかつた。現に元治元年（一八六四年）八月、幕府（外國からは日本政府と認識されてゐたわけであるから）に對する前年の事件の賠償交渉で日本側の誠意が見られないことに業を煮やした英佛米蘭の四國連合艦隊が下關港外に姿を現した。長州との直接交渉も妥結に至らず八月五日艦隊は遂に海岸砲臺に向つて砲門を開く。これは言ふまでもない史上甚だ有名な事件である。この時の砲撃は前年をはるかに上廻る激しいもので、長州側砲臺の沈黙したあと、連合艦隊は又しても陸戦隊を上陸させた。山縣狂介はこの地上戦で銃弾を受けて負傷したが、傷の痛手よりも深刻だつたのが、彼我の武力のあまりにも甚だしい縣隔を認識したことからくる心理的衝撃だつた。相手方の兵器の威力が壓倒的であつたとの印象は言ふまでもないが、武士といふ職業的戦士階級が以外に脆く臆病であり、かうした外國軍隊との戦闘に於いてむしろより勇敢に戦つたのが有名な奇兵隊を中心と

する、農民・町民階級から募集して編成した不正規軍の兵士達であったといふ事實が、更に苦しい認識として長州軍の指揮官の胸には應へる。

徴兵制に基礎を置く精強な近代的軍隊の創建といふ構想が、この時の痛切な経験を通じて山縣の生涯の固定觀念^{オプセシオン}となつた、とはよく語られる考察で、たしかにその通りであらう。茲にもう一點、この惨めな経験が山縣の西洋技術文明に対する一種の恐迫觀念を植ゑつけたのではないか、といった観測が成立する。白人恐怖コンプレックスと呼んでもよいかもしれない。これは、それから四十年の後、山縣が粉骨碎身の努力を拂つて育成した日本陸軍が、旅順で、遼陽で、奉天で、當時世界で最強と稱されてゐたロシアの陸軍に合戦を挑み、見事に勝利を収めたといふ実績くらゐで脱却できる様な生やさしい想念ではなかつた。戦闘の巧拙・強弱を越えた、或る深層の心理的次元で、白人文明に対する恐怖と警戒と不信とが彼の内面に刷り込まれたと見てよい。そして實は、鷗外森林太郎といふ、恰度山縣のこの恐怖経験の年の頃にこの世に生れてきた、まさしく一代若い後輩が、同じ様に西洋白人文明の恐るべき本質を見抜きながら、しかも山縣のその如きコンプレックスに囚はれることなく、實に冷静な姿勢でこの脅威に對應してゐる事實が世に知られた時、この二人は或る意味での必然性の然らしむる所によつて不思議な接近を遂げる。しかし、その必然の遭遇の成就までには思へば少しく意外なほどの長い時間がかかつた。それはいつたい何故であらうか。

(二) 縁を結ばなかつた最初の接近

鷗外と山縣とがしかしかなり早くに縁を結ぶ可能性があつたこと、

その場合それは鷗外の側から接近の信號を送るといふ形に於いてであつたといふことは研究者の間では廣く知られた話である。今では高等學校國語教科書の中での人氣教材の一つになつてゐるばかりか、殆ど「目に餘る」ほどにこれを目かけての研究論文が蝟集する小説の處女作『舞姫』であるが、その中に主人公太田豊太郎がベルリンでの失意流寓の時代に、歐洲視察にやつてきた大臣天方伯爵にその才能を見出だされ、現地でその隨行員の中に加へてもらふことによつて無事に故國に歸りつくことを得た、といふ脈絡がある。あの天方伯とは當時の内務大臣山縣をモデルとして作られた人物だ、といふ解釋である。

山縣有朋は黒田清隆内閣の内務大臣として歐洲視察のため明治二十一年十二月二日横濱出發、翌二十二年二月マルセイユに到着してゐる。鷗外が四年間のドイツ留學から歸國したのが二十一年九月だから、いはゆる入れ違ひになつてゐるのであり、現實に兩者がドイツの地で遭遇する可能性はなかつた。『舞姫』の中で直接豊太郎に救ひの手をさし伸べる親友相澤謙吉のモデルは賀古鶴所であると、御當人自身を含めて一般に考へられてゐるが、賀古は現實の山縣内相の隨行員として渡歐してゐるのであるから、森と賀古といふこの舊友同士も旅先のドイツで顔を合せるといふ機會は持てなかつた。

山縣は明治二十二年十月二日歸朝し、その年末十二月二十四日に第一次山縣内閣を組閣した(二十四年五月六日まで続く)。その直後といふべき二十三年一月三日發行の「國民之友」誌上に新歸朝の批評家鷗外漁史の創作『舞姫』が掲載されて大評判となつたわけで、その中に現れる天方伯のドイツ、ロシア視察旅行が一般讀者に山縣の歐洲視察を連想せしめることは容易であつて、天方と太田の關係に山縣と森とのそれを重ね合せて見るであらう讀者心理を念頭に置いて或る種の

政治的効果が計算されてゐたとすれば、それは確かに無駄ではなかつたらう。

そこで『舞姫』中の天方伯登場には作者の或る功利的意圖がかくされてゐるとする解釋にしても、一概にこれを邪推として斥けるわけにはゆかないことになる。

現今『舞姫』の定稿では、主人公の太田豊太郎が歸東の船中でサイゴン碇泊中に回想の筆を執つてドイツ滞在後半期の自分の悲戀の履歴を綴るべく稿を起すといふ形をとつてゐる、その述懐の部分は、

へげに東に還る今の我は、西に航せし昔の我ならず、學問こそ猶心に飽き足らぬところも多かれ、浮世のうきふしをも知りたり、人の心の頼みがたきは言ふも更なり、われとわが心さへ變り易きをも悟り得たり。きのふの是はけふの非なるわが瞬間の感觸を、筆に寫して誰にか見せむ。これや日記の成らぬ縁故なる、あらず、これには別に故あり。

嗚呼、プリンヂイシイの港を出でてより、早や二十日あまりを經ぬ。世の常ならば生面の客にさへ交を結びて、旅の憂さを慰めあふが航海の習なるに、微恙にことよせて房の裡にのみ籠りて、同行の人々にも物言ふことの少きは、人知らぬ恨に頭のみ悩ましたればなり。……

と書き出され、書きつがれてゆくことになる、そのへ……これには別に故ありとへ嗚呼、プリンヂイシイの港を出でてより……との間に、「國民之友」初出稿の本文では次の如き一節が入つてゐたのだが、この一節は本篇が明治二十五年七月『水沫集』なる作者初めての單行作品集に再録された際、あつさり全文が削除され、以後鷗外の生前は如何なる作品集への収録に際しても二度と復活することがなかつた。

〈我がかへる故郷は外交のいとぐち亂れて一行の主たる天方伯も國事に心を痛めたまふことの一かたならぬが色に出で、見ゆる程なれば隨行員となりて歸るわが身にさへ心苦しきこと多くて筆の走りを留めやする又た海外にてゆくりなく伯に受けたる信用のなみくならず深きに學識、才幹人に勝れたりと思ふ所もなき身の行末いかにと思ひ煩ひて文つゞる障りとなるにや、否これは別に故あり〉

山縣らしき人物を〈天方伯〉としてゐるのは、明治十七年七月の「華族令」發布により、山縣は伯爵の爵位を授られてゐたからであり、用字は異つても發音の近似からして、この伯爵が山縣を指すといふことは當時の讀者にとつては推定は容易だつたらう。

削除された右の一節の中の〈外交のいとぐち亂れて〉云々は不平等條約改正といふ政治的に重要な懸案が、政府改正案に對する自由民權派の反對はもとより、政府部内からも厳しい批判が生じて一向に解決の曙光を見出せなかつた事態を指す。自由民權派の猛烈な反對を壓服するために、警察制度を改編・強化し、明治二十年十二月にはプロイセンの社會主義者鎮壓法に範を取つた「保安條令」を制定公布し、中江兆民や尾崎行雄等の民權派闘士達を、徳川時代の「江戸お構ひ」よろしく東都三里以遠の他へ追放に處するの舉に出た主導者が他ならぬ初代伊藤博文内閣の内相山縣である。鷗外はベルリンを去つて歸國の途次、ロンドンで東京追放の刑に遭つたため海外に避難亡命中の尾崎と邂逅し、この逐客の憤激の情に同情して一詩を賦して彼を慰める、といつた經驗をもしてゐる。尾崎の境遇には深く同情したが、尾崎の海外流浪の原因を作つた、憎まれ役の強權政治家山縣内務大臣を、それから間もなく、恰も自分の庇護者であるかの如くに（もちろん小説といふ虚構の世界の内部でのことであるが）造型するといふ、或る意

味で首鼠兩端の心理的姿勢を鷗外は取つてゐたのだが、かうしたことは彼の生涯に初めて経験ではなかつたし、又爾後彼の身上に反復して生じてくる状況であつた。蓋し、厳しい規律に縛られた陸軍省の官吏にして且つ思想・表現の自由を不可缺の生存条件とする文人、といふ二重人格の人生を送る以上はこの状況はどうにも避けることのできない宿命の如きものであつたであらう。

しかし、天方伯のかかへてゐる政治上の難局への憂慮がその表情にさへ窺ひ見られる、されば一随員たる自分・太田さへ伯の心中を思ひ遣る故に、執つた筆の運びも滞りがらである——といった發想の行文は、臣従の忠實さが便佞に近いものになつてゐてあまり気持ちのよい文字ではないし、又へ海外にてゆくりなく伯に受けたる信用のみまゝならず深きに……といふのは文字通り虚構なのだから是亦文學史家の眼から見れば一抹の後味の悪さが残る表現でもある。

『舞姫』初稿に現れる天方伯と山縣の佛とその意味について、推論の過程は瑣末穿鑿に互る故に省略し、答だけを提示する論法をお許し願ふならば——、『舞姫』の執筆が明治二十二年の晩秋から年末までの間であると假定すると、そのころ鷗外は、十月に第二回の歐洲旅行を終へて歸國した山縣の存在を、自分が惹起したエリス來日事件をめぐる紛糾に對する庇護者であるかの如き漠然たる期待を籠めて、あの一節を創作中に織り込んだものではなかつたか。彼にそんな期待を抱かせたのは、山縣の訪歐旅行の随員として行を共にした、親友の賀古鶴所であつたらうことは十分に想像できることである。

しかし山縣は鷗外のひそかな期待には一顧をも與へなかつた。鷗外は失望したといふよりもむしろ、自分からの勝手な思ひ込みを以て「山縣から受けた信用」を作品の中に書き込んだ自分の輕率を恥ぢた。

そしてあの一節は要するに虚構である故に、且つは又廉恥の情に強く動かされた故に全文を削除した、といふことではなかつたであらうか。鷗外の側からする山縣への接近の試み、失望、そして退却、といふ秘められたる経験に關しては第三者の證言に成るわけな資料もないわけではない。

鷗外の長子森於菟氏は、へ山縣公が洋行から歸つて總理になられた頃、父ははじめて公に會ひました。ところが山縣さんは新しい人を受け入れる意思がないので、あまり父を良く思つてはくれなかつたさうです」と語つてゐるが、この傳聞が時間的にも正しいとすれば兩者の初めての會見は前記の第一次山縣内閣成立の日付を勘案して、明治二十二年の末か明治二十三年の初頭、おそらくは前者である。山縣洋行の際の随員であつた賀古鶴所が親友の森を、既に政界の大實力者であり、且つ陸軍の最大の長老でもある山縣に推輓するところがあつたとは十分想像できることであるが、この明治二十二年の年末といふ時期に兩者の面會の直接の仲介をしたのは都築馨六であつたらしい。都築は文久元年生まれだから森より一歳の年長、明治十五年から十九年にかけてドイツに留學、彼地で森と面識になつてゐる。歸國後外務省に入り、井上馨の秘書を勤め、やがてその女婿となる。明治二十二年山縣首相の秘書官となり、生涯官界に活躍し、森より一年おくれて大正十三年に歿した。森於菟氏の前掲の談話（注2）によれば、明治二十四年頃、都築は森に陸軍をやめて外務省に入れとしきりにすすめたことがあつた。しかしそれは本人の才能をこの方面に生かすといふよりも、自分の腹心として使ふといふ魂膽からであるらしいので森が應じなかつた、といふことである。

山縣と森の初對面が明治二十二年の末頃、といふのは、それはどう

も『舞姫』初稿執筆前後と見た方が符節が合ふからであるが、鷗外が山縣に初めて見参して空しく退散した時の情況はどんなであつたか。記録がない以上後世から窺ひ知る術もなく、根據のない想像は慎みたいといふべきであるが、私は鷗外の處世術箴言集たる『智恵袋』（明治三十一年）の中に名を伏せてさり気なく取入れられてゐる次の如き記事は、この山縣との初対面の際の苦い経験を叙したものであらうと想像してゐる。同書第二十四項「寡言の得失」中に曰く、

△……われ嘗て始て某大臣に引見せられしことあり。主人と我とは一室に對坐し、主人は葉巻烟草を啣へて我言を聽かんと欲するもの、如し。われは談ぜり。而るに主人は答へざりき。われは又談ぜり、而るに主人は又答へざりき。此の如くするもの反復數次にして、主人は啻に答へざるのみならず、亦われに暇を告る機會をだに與へざりき。われは三十分以上の腹稿なき演説をなしたるなり。いかなる愚なる事を言ひけん、おぼつかなし。……

この「おぼつかなし」には、後悔といふよりも自分に恥をかかせた長上に對する怨みの口吻が感じられて痛ましい。山縣のこの様な態度は傲岸であると同時に、『智恵袋』の哲學から判断すれば明らかに一つの交際の戦術なのだが、それは岡義武氏が評傳『山縣有朋——明治日本の象徴』（注1に記載）の中で述べてゐる次の様な山縣の性格描寫と符節を合せてゐる。

△……山縣は性格においてきわめて慎重かつ神經質であり、人に接して一般的には寡黙であり、態度において謹嚴であり、容易にうちとけようとしなかつた。……（高橋義雄の回想として）自分（高橋）が明治二十三年に井上馨の紹介で山縣を初めて訪ねる際、井上は自分に注意を與えて、「山縣は兵法を以て人に接し、先ず第一廓を開

き次に第二廓に及び第三第四と相知るに随つて次第に城府を撤するものであるから、始めより胸襟を開いて談論はされまいぞ」といつたが、會つてみると、事實この言葉の通りで、公は此初対面に余の歐洲視察談を傾聴して時々相槌を打つのみで、三時間に亙つても、自分は一介の武辨でサーベルの事なら少しは分る積もりだが、其他の事は一切存せぬと謙遜して余り多くを語らなかつた。岡氏の書中高橋義雄の回想といふのは同人著『山公遺烈』からの引用だが、明治二十三年、井上馨の紹介で、といふあたり、推定される若年時の鷗外の恥辱の経験とよく似た條件下のものである所が興味を唆る。とにかく結果として、青年時代の鷗外が山縣に受け容れられてその智恵袋の役を務めるといふ様な機縁は未然に潰れてしまつた。

(三)『西周傳』の執筆

明治三十年三月のこと、鷗外は西周の遺嗣男爵西紳六郎の囑を受けて『西周傳』の稿を起し、半年後の同年十月に一應草案を脱稿してゐる。西周の病歿は三十年一月三十一日だつたから、嗣子からの傳記執筆依頼も甚だ早手廻しだつたが、凡例に擧げられた記傳のための第一次資料の量を見るに、その解讀を経ての起稿から擱筆までの執筆速度もかなりのものである。郷里の大先輩にして遠縁（西周の生父は鷗外の曾祖父森高亮の次男であり、西時雍なる人の養子となつて西家を繼いだ。その子である周は鷗外の母峰子と従兄妹の間柄になる）でもあり、『キタ・セクスアリス』には主人公金井湛の一時の寄宿先の主人東先生としてその佛の一斑が寫されてゐるほどの關係であつたから、相應の思ひ入れもあつたであらう。

一應脱稿した後、鷗外は、生前西周と公私の縁の深かつた人々に假

印刷した稿本の校閲を仰ぎ、慎重な加除訂正を施した。この補訂作業は一年近くかかり、完成稿の脱稿は明治三十一年九月半ばであった。

この稿本の校閲を仰いだ斯界の長老・先輩達の筆頭が侯爵に昇爵してゐた山縣有朋、そして伯爵勝安芳、子爵福羽美静、男爵箕作麟祥、加藤弘之、津田眞道、黒川眞頼等の面々である。かうした未定稿の稿本を校閲するといった作業は往々にして儀禮的な、上邊だけの眼通しになりがちで、訂正を申し入れるとしても片々たる些細なデータの誤記を指摘する程度、といふのが普通であらう。ところが、鷗外の西周傳稿本の校閲の際、叙述の基本的な姿勢に及ぶほどの重大な訂正を堂々と申し入れた校閲者が一人居た。それが山縣である。

鷗外の明治三十一年日記の二月二十三日(水)の項を引いてみよう。
 〈希臘神史を研究す。小池來訪す。西紳六郎書を寄せて曰く。山縣侯西周傳未定稿を讀みて、補正する所あり。又詔草の世に公にすべからざるを告ぐと。〉

この年の日記には當然ながら西紳六郎の名はよく出てくる。しかし西氏が亡父の傳記に關して校閲者からの斯うした具體的な訂正事項を取次いで來てゐる例は此一箇所しかない。〈補正する所〉がいくつかあつたであらうことは別段不思議ではないが、〈詔草の公にすべからざる〉ことを山縣が申し入れてきてゐることが注意を惹く。〈詔草〉とは詔書の草稿を指す。西周が關りを有した詔書といへば明治十五年一月公布の「軍人勅諭」を指すこと明らかである。それより先に明治十一年十月頒布の「軍人訓戒」があるが、これは陸軍卿山縣有朋の名で出されたもので、未だ勅語としての性格は帯びてゐなかつた。この訓戒も西周の起草にかかるといふことは自筆草案が現存することから確證されてゐる。「勅諭」の方も、明治十三年に山縣の命令を受け

て西が草案を書いた。山縣にとつて、十歳年長の西が、軍制の調査・改革上不可缺のブレインであつた。その後福地源一郎、井上毅等が草案への加筆修正に當り、山縣自身も統帥權の親裁を明確にする方向で補訂の筆を加へたとされる。

つまり「軍人勅諭」案文の起草及び補訂から完成への作業は明治十三年・四年に於ける西周の事蹟としてかなり重要な項目である。鷗外は當然の記述事項としてその勅諭成立過程に筆を及ぼしたであらう。一般論として見ても歴史的文章の成立過程の研究は歴史學の分野では重要な、又或る意味で多くの研究者を惹きつける人氣課題と言へる。現に古くはこれも山縣内閣の事蹟の一たる教育勅語を筆頭とし、近いところでは大東亞戰爭の開戦の詔書、終戦の詔書に至つては、微に入り細を穿つての綿密な本文成立史の文獻學的研究の成果が公にされてもゐる。

ところが山縣は詔勅の成立史などは元來穿鑿すべからざること、公にすべからざる祕事といふ意見を有してゐた。俗にも綸言汗の如しと言ひ、聖徳太子の昔から承詔必謹は臣民の倫理的義務である。それは批判の対象たり得ないこと勿論であり、従つて研究の対象ですらない、といふことになる。山縣の斯様な心事は後世の我々にもよくわかる。その意見に賛成するか否かは別として、山縣が勅諭成立の裏話、決してやそこに自分の意向が強く働いた修訂部分があると讀みとれる様な叙述(に、もしなつてゐたとしたら)に接してはいたく顔を擧げたであらうことは想像に難くない。學問的研究に近い感覺を以て西周の傳記資料と相對し、扱つてゐた鷗外との已むを得ざる齟齬が表面化した事例である。

この問題では、鷗外はその様な山縣の心事に思ひ及ばなかつた故に

一つの抵牾に遭遇したわけだが、他方、この傳記の中には、西周に對する山縣の私的な感情を付度した上で綴つたのではないかと思はれる様な一節もある。それは明治十八年に西が病に倒れ、辛うじて本復して再度出仕した時の山縣の西に對する處遇を叙した部分である。全篇は單なる年譜の精密化にすぎない様な、概して無味乾燥な行文の連続の中にあつて、この部分は妙に、西の病臥に接しての山縣の狼狽、恢復した時の安堵、といった感情的反應が間接的ながら浮び上つてくる様な語調になつてゐる。

(明治十八年)十二月七日病癒えて出仕す。十六日桂太郎有朋の命を受けて周を訪ひ、陸軍緒條例案を出して疑を質す。周徑に削正を加ふ。十九年一月四日文部省御用掛を免ぜられる。十一日參謀本部御用掛を免ぜられる。二月八日陸軍省周に慰勞金八百圓を賜ふ。二十一日有朋周を訪ひてこれを勞ふ。當時有朋は内務大臣兼監軍たり。その屢々使を遣して周の病を訪ひ、今又自ら來りてこれを勞する所以の者は抑々故あり。初め周の徵さるゝや、有朋兵部の重職に居り、力を軍制に用ゐたりき。而るに省に軍事に明にして兼ねて外邦の事に通ずるもの少きに苦む。周を得るに及びてこれを器とし、命じて考核せしむ。周蘭英佛諸國の書を引いて、献替する所あり。海陸軍刑法、陸軍官制職制、軍法會議等の如き、皆その草する所に係る。明治五六年より以後、又獨逸の書を読み、更に追加改正の案を起し、こと少からず。周の陸軍省及參謀本部に在るや、官制の改革、條例の創設等あるごとに、一も周の手を経ざるものなし。後有朋屢々人に語るに此事を以てすと云ふ。〓

又此處には山縣といふ人物の力量に對する微かな批評の眼光がちらちらして見える。山縣は幕末奇兵隊軍監時代から幾度も政治と戰鬥の修

羅場をくぐり抜け、軍略にも縦横の運用を閲した歴戦の軍將たるに違ひなく、歐洲巡遊の旅の經驗に於いてすら、時期的・地理的に鷗外を上廻る実績を有してゐた。しかし、如何せん、外國語文獻を読みこなしてそこから直接知識・情報を得る語學力はない。そこで軍制の整備に腐心し盡瘁するの局に當つても、所詮は西周の如き外國語に通じ、直接外國事情を考察出来る様な人物の力を借り用ゐるより他なかつた。まさに「官制の改革、條例の創設あるごとに、一も周の手を経ざるものなし」といふ次第であつた。山縣もその事實を認め、自ら西の助力への依存の數々を人に語つてゐた……。

この記述が既に初案の未定稿のうちにあつたとして、山縣がそれをどう讀んだかは、全く付度の限りではない。あまり快くは思はなかつたほどに彼が狹量であつたか、それともこの機會にむしろ西への感謝の念が滲み出る様な方向に修筆でもしたか、とにかく恣意な臆測は控へよう。又、鷗外のこの行文の背後に、西に代り得るほどの外國語情報蒐集能力を具へたるはこの自分であるといつた自負が頭を擡げかけてはるなかつたかどうか、といつた下司の穿鑿も今は姑く措く。結果として、この西周傳に對する山縣の反應は今一つ積極性を缺いてゐた。敢へて言へば、むしろ前記の様に、詔勅の成立過程などを軽々しく筆にするな、といふ警告を發したほどであつて、つまりは總括的には消極的評價が残つたと見てもよいからである。先輩達の校閲を経て本文が完成し、西紳六郎私家版として印刷に付されるに當つて、山縣は他の長老達と共に本書への序文を草して與へてゐるが、それはもとより鷗外の著作に對して、といふ意味のものではなく、故人への情誼と遺嗣にして傳記刊行者たる西紳六郎への義理によつて書かれたものである。山縣と西との密接な因縁にも拘らず、『西周傳』執筆が又して

もその著者森と山縣との接近を促す機縁として作用しなかつたことは、少しく不思議である。蓋しこれが縁の薄さといふものであらうか。

(四)『戦争論』の講義と翻譯

『西周傳』が書かれた年の翌年、明治三十二年であるが、鷗外は第十二師團軍醫部長に任ぜられ、東京を離れて北九州の小倉に轉任した。鷗外の「小倉左遷」といつた表現で文學史家から話題にされてゐる、彼の中年期の失意と不遇の時代である。この小倉在任中、明治三十二年十二月、第十二師團長井上光中將の求めに應じて、鷗外は小倉偕行社にクラウゼヴィッツの『戦争論』を講ずる會を開き、以後連續講義の形で、師團の將校達に戦争哲學の講義をした。元來『戦争論』の講義は鷗外のドイツ留學時代、ベルリンに於いて早川怡與造大尉を相手に始めてゐたものだつた。早川は森よりも八歳の年長であるが、ベルリンに在つて鷗外のドイツ語の學力の卓抜なることに着目し、個人教授を仰ぐといつた形で鷗外に師事した。蓋し一對一の講義演習といふ形をとつて、クラウゼヴィッツの戦争哲學を學んだのである。早川は即ち後の參謀次長田村怡與造中將で、明治三十六年、日露戦争の暗雲が押し迫つてきた非常の時に四十九歳の働き盛りで病死してしまつた。そこで桂内閣の陸軍大臣兒玉源太郎が自ら降格して田村に代つて參謀次長に就任し、對ロシア作戦に備へるといふ非常手段をとらざるを得なくなつた。つまり田村はそれほどに餘人を以て代へ難い逸材であつた。

小倉偕行社での鷗外のクラウゼヴィッツ講義は明治三十三年の末まで續いたらしいが、講師の公務多忙の故に休講といふことも多くなり、本人も焦慮を感じ、大場景一といふ將校を自宅に呼んで譯稿を口授筆

記せしめ、譯文だけでも完成しておかうといふ心算になつてゐた。

明治三十四年六月末には『戦争論』全篇の約五分の一に當る卷一と卷二を譯了し、石版刷の冊子にして師團内の有志將校に部内用として配布できるまでになつてゐた。同じ年陸軍士官學校でもクラウゼヴィッツ邦譯の計画を立てたが、第十二師團の森軍醫監による卷一と卷二との翻譯が完了した由を聞き傳へて、卷三以降をフランス語譯本から重譯するといふ作業にとりかかつた。森の方でもこのことを聞いて卷三以降の譯出を放棄することにした。兩者共に、この戦争哲學が日本陸軍の參謀達にとつて是非必要な教養であり、従つてこれを邦譯して領會しておかなくてはならぬといふ究極の目標のみが念頭にあり、譯業を自分の名に於いて完成するといふ様な功名心からは離れた所にゐた。

三十六年の十一月に森による卷一と二の原典譯と士官學校教官團による卷三以下のフランス語からの重譯を併せて、といふ變則の體裁でクラウゼヴィッツ原著『大戦學理』が軍事教育會から出版された。日露戦争の開始前三箇月といふ風雲急の時節である。戦地に赴く豫定の參謀達がこの書によつてプロイセン流の戦争哲學を基礎の段階から十分に勉強し直す暇を有してゐたか否かは臆測の外のことである。ただ結果から見て、日露戦争時の陸軍參謀本部は、戦争は手段を更へて行ふ政治の延長であるといふ有名なクラウゼヴィッツの戦争の定義をよく理解してゐた様に見える。つまり戦略が戦術の上位にあるといふ戦争の構造を正しく認識してゐたのだ。このことは日本におけるクラウゼヴィッツの影響の最初の具現であると判定してよいのではないか。

明治三十四年七月に小倉の第十二師團司令部から石版刷の内部用資料としてこれが刊行された時、他の師團に於いても、殊に參謀將校達

は競つてこれを求めた様である。この業績は當然陸軍の大御所たる山縣の耳にも入つた。この時この長老の脳裡に、これがあの十二年前に自分が一顧をも與へることなく追ひ返した青年軍醫、そして『西周傳』の著者である著名な文人の成し遂げた仕事であるか、といった認識が生じたかどうか、それはわからない。軍醫としての森の陸軍内部での不遇を心配し、折にふれては長老山縣の庇護を周旋する様な運動もしてゐたらしい賀古鶴所が、この譯業の成就を機縁に、再度森を山縣に接近させる様な配慮をしたのではないかといふことも優に想像せられるのだが、そのことを文獻的に裏づける資料はない。實際にはなほ暫く、森と山縣との再度の接近は試みられぬままに、日露戦争勃發と共に森は第二軍軍醫部長として滿洲の戦野に出征し、山縣も六十七歳の老骨に鞭打つて參謀總長に就任、夫々の持場でこの國運を賭けた大戦争に全力を擧げて挺身することになつたのだつた。

(五) 常磐會歌會と『門外所見』『古稀庵記』

明治三十九年一月森軍醫監は滿洲から凱旋した。この年の六月舊派の歌人達の會合である歌會常磐會が結成され、ここが森と山縣とが遂に直接の接觸を持つに至る舞臺となつた。譯詩集『於母影』以來の鷗外の盟友であり、眼科醫として又國士として著名であつた井上通泰の回想によれば、會結成の首唱者は賀古鶴所と森鷗外、呼びかけを受けたのが小出繁、大口綱二、佐々木信綱、井上通泰の諸氏で、發起人が濱町の料亭常磐で開かれたので單純にその名を取つて常磐會と稱することにした。第一回の例會は同年九月賀古邸で開かれた、といふことである。この會に山縣が興味を寄せ、古くから接觸のあつた賀古を通じ、他の會員とも交渉が生じ、自然に鷗外が山縣から何かと諮問を

受ける様な機會も生じた、といふことになつてゐる。⁵⁾

しかし佐々木信綱の回想や、鷗外の發言を直接に聞いて傳へてゐる石川啄木の日記によると、常磐會結成の提案者が他ならぬ山縣自身だつたといふことであり、この説の方がより信憑性がありさうである。その場合山縣の發意を直接に受けたのは賀古ではなかつたか。そこで賀古はかねての目論見通り、これを舊友森を山縣に引合はせるのに好き機會であると考え、直ちに森を誘つて會の結成に動き出したものであつたらう。

歌會常磐會は明治三十九年九月に始まり、大正十一年二月十九日を最終回として活動を終り、閉會した。これはその年の二月一日に山縣が歿したからであつて、山縣の逝去を以て解散してゐるところにも、これが山縣中心の會だつたことが表れてゐる。十六年間存続し、例會は計百八十五回開催されたといふ。この歌會には政治懇談會的性格があり、歌會の席を借りて鷗外が山縣の政治上の諮問に答へ、献策もしてゐた、つまり鷗外は山縣の政治的顧問であり、歌會はその擬装だつた、といふ推測をしたのは唐木順三氏である。唐木氏の眞面目な性格と、その他の仕事の面で存分に實證されてゐる氏の鋭い洞察力への信頼に支へられて、この説は一時重視されてゐた様である。⁶⁾しかし、その様なことは有り得ない。

山縣はたしかに一家をなす歌人であつた。和歌の研究會を組織させ、それにうちこんだとしても不思議はない。明治三十九年には彼はすでに六十九歳の高齢であり、元老として歴代内閣の背後に隱然たる權威の座を占めてゐた。その影響力は強大であり、宮中に於いても、彼が畏れねばならぬ相手は明治天皇唯お一人以外にはなかつた。つまり今更新たに顧問團を抱へこんで何か政治的な畫策をするといふ様な位置

にはなかつた。

歌會はあくまで風雅の遊びである。これは政治と軍事とに多年奔走し、ほとんどの子女に先立たれて家庭的には恵まれぬ寂寥の境遇を啣つてゐた老政治家にとつてのせめてもの心遣りの場であつた。

歌會の席上で腥い政治的な話題が弄されたとは到底考へられないが、思想的・文藝的分野の問題で山縣が今や新しい位置に在る森の意見を問うたり、それが亦社會問題的乃至政治問題的色彩を帯びるものになる、といふ様な例は屢々生じた。それらの事例を以下に摘記して簡単な検討と意味付けの操作を加へることを試みよう。

山縣が鷗外に直接にといふわけではなく、井上通泰、鎌田正夫（小出察に代つて途中から常磐會歌會の選者となつた）、大口鯛二、佐々木信綱宛に、明治の和歌の様式は如何にあるべきかといふ様な問題に就いて數箇條の質問を發したことがある。明治四十一年九月のことで、この時下問を受けた選者達に代つて答辯の意見書を草して山縣に提出したのが鷗外であつた。この意見書が現在『門外所見』の題名で著作集中に収められてゐるエッセイである。作成に當つては佐々木信綱と賀古鶴所とに相談し、意見を徵することもあつた様だが、読んでみれば、これは明らかに鷗外独自の歌論である。

山縣から諮問してきた條項は、現代の短歌が守るべき約束としての題詠の可否、用語・語格のあるべき姿、歌調及び意匠等である。執筆の動機も、問題設定も、また答申の文體も甚だ古風なものであるが、しかし内容を見ればそこには明らかに漸進的改良主義者としての理性の人鷗外が居る。即ち、もし「眞二國風ヲ振作セント欲セハ」第一に古い題詠の約束を全廢し、新形式の模索には寛大を以て對し、多少の冒險は認めよ、といふ意味のことを、近代西歐象徴詩派の舊形式打破

の試みを例に引いて説く。その一方語格の「弛廢ニ當リテ嚴ニ振肅ヲ謀ラサルトキハ言語ノ anarchismusニ陥ルヘシ」言語ノ變遷ヲ是認スルニハ急ニセサルヲ可トス」といふ定見は崩さなかつた。

これは同じ年の六月に臨時假名遣調査委員會で講演した『假名遣意見』と同じ言語觀・國語觀の上に立つて構成せられた思想である。彼の言語觀はやがて文化の問題一般に敷衍して受け取つてよいことなのだが、變遷を是認して然るべきものと、決して然る可からざるものと、の辨別が明白についてゐる。だから一面では進歩に深い共感と期待を寄せる改良主義者であり、又一面では守るべき原則について妥協や譲歩を認めぬ強靱な保守主義者だといふ所に鷗外の眞の面目がある。抑々人間の主義・主張や信條・信仰に於ける領域での「寛容」とは、原則を固く守りながらそれと反する立場にも寛容を以て對するところに生ずるのであつて、原則を持たぬ人間の寛容は單なる無秩序主義・アナキーにすぎない。この考へ方を彼は『假名遣意見』の中で明白に打ち出してゐる。それを踏まへた上で、とにかく鷗外は「寛容」なのである。かうした彼の立場・姿勢と頑固一徹の正統思想の持主たる山縣とがどんな問題でどの様に切り結び、どんな火花を敢らすことになるかはたしかに興味を惹く論題である。

ところが、翌明治四十二年二月、鷗外は小田原の古稀庵で開かれた常磐會例會の席上で主人から古稀庵の記を草することを求められた。明治四十年に山縣は古稀の齡に達し、新たに小田原に別邸を構へて古稀庵と名づけた。日露戦争の論功行賞として、伊藤、大山と共に公爵に昇叙されたのもこの年のことである。『門外所見』の場合とは違つて、今度は鷗外が山縣から直接文稿を求められたのだつた。これを兩人の接近の度合が一目盛深く刻まれた証左だと言つてもよいかもしれ

ない。『古稀庵記』は鷗外にしては脱稿迄にかなりの時間を費し、佐々木信綱の校閲を経て推敲を重ね、年末近くに漸く完成した。これは全くの儀禮的作文であり、かういふ義理の文章も書けば書けるものかと思心する傍、その追従的な調子は已むを得ずとは言へ、讀んであまり快いものではない。

(六) 大逆事件と南北朝正閏問題

明治四十三年五月、所謂大逆事件が発覚して幸徳秋水他の一連の無政府主義者達の逮捕が始まり、翌四十四年一月には既に判決が下り、直ちに刑の執行がある。鷗外がこの事件に觸れて『食堂』といふ時事問題解説的の短篇を著したといふか、むしろ小説の形を借りて無政府主義者や虚無主義の由來と西歐でのその現状を解説したこと、『沈黙の塔』を以て政府とその御用新聞の觀を呈してゐた東京朝日新聞の周章狼狽ぶりを諷したことはよく知られてゐる。

山縣は事件の公判進行中に「天地をくつがへさんとはかる人地にいづるまで我ながらへぬ」といふ歌に託して老境の身に受けた深刻な衝撃を告白したが、この事件をめぐるのは山縣が森に何か諮問をした様な形跡は見當らない。

ところで大逆事件公判とほぼ並行して發生し、明治四十四年の二月、即ち事件の最終的解決から半月と経たぬ日に、南北朝正閏問題なるものが帝國議會で取り上げられ、それによつて世間に表面化する。この事件の始終は松本清張氏の『小説東京帝國大學』が洵に面白く物語つてゐてくれる。小説といふ形を以てではあるが、南北朝正閏論争を追跡してみようといふ讀者にとつては、ストーリーとして面白い上に、背景となる當時の思想問題の骨子を説き明してくれる恰好の文献であ

る。

山縣が大逆事件に劣らず、或る意味でそれよりも更に深刻な衝撃をこの事件から受けたであらうことは想像に難くない。何故ならば、幸徳秋水とその一派の處断に就いては、山縣は石川啄木や永井荷風等の懐いた深い疑惑や憂憤とは無縁の位置に居た。「逆賊」の出現にどれほど痛嘆の思ひを嘗めようとも、彼はともかくも斷平たる強壓の姿勢を貫けばよかつたからである。しかし國史教科書の記述に端を發した南北朝正閏問題は、司法的決着が即ち事の解決を意味する様な刑事事件ではなくて、思想問題であり學說上の論争である。山縣の手中に假令どの様な權勢と政治力があらうとも、流石にそれだけで解決に導ける様な單なる政治問題ではない。

この問題に就いても鷗外が直接山縣の相談にあづかるといふ様な場面があつたわけではないが、しかし無關係であるわけにもゆかない様な位置に彼は居た。それは井上通泰、賀古鶴所といった近しい知友が山縣の意を迎へて直接行動に出る様な人々だつたからである。

鷗外の日記明治四十四年二月二十三日の項に、「賀古鶴所來て市村瓊次郎、井上通泰の二人と古稀庵を訪ひ、南朝正統論をなすべきを告ぐ」とある。又四日後の二十七日の項には「夜賀古鶴所來て南朝正統論同志者の行動を報ず」としてゐる。これによれば、鷗外の舊友であるこの三人は同道して小田原の別邸に山縣を訪ね（二月二十五日のこと）、心痛の老公を慰問した。そしてその時鷗外は彼等と行動を共にする氣はなかつたらしく見える。元來この時代の鷗外の記事は全て是れ己一箇の意思や感情は一切没却して、淡きこと水の如き書きぶりなのであるから、三人の知友の行動に對し冷淡に距離をとつた如き文體を以て記してゐるからといつて、それがそのまま鷗外の内的對應の在

り方を示すといふわけではない。しかし鷗外が所謂南朝正統論者に格別の同情や共感を有してゐなかつたことも亦事實である。

この問題の小・中學校用國定教科書の日本歴史の部が編纂されたのは明治三十六年のことである。そこでは南北朝時代に於いて日本では二つの朝廷が京都と吉野とに併立してゐたといふ事實がそのままに記されており、それは明治四十一年九月から十一月にかけて何回か開かれた文部省の改訂審査のための調査委員会をも無事通過してゐる。この年度の教科用圖書調査委員会に鷗外は修身教科書を調査する第一部の主査委員を委嘱せられてゐたが、文部省教科書編纂官としてこの

國史教科書の本文記述に編纂責任を有する喜田貞吉とも委員会の席上で面晤したことが喜田の回想録に記されてゐる。つまり鷗外は官學系實證史學の學説が正直に教科書に記載され、そしてそれが文部省の審査を通過して十年近くの年月を特に問題視されることなく通用してきたといふ事實を、直接の目撃者としてか、少くとも當事者としての立場からよく知つてゐたのである。さうでなくとも元來冷靜な理知の人である鷗外が、學説上の見解の相違を政治問題化し、政治的權力を振つて黑白を決しようとする様な發想に同調する氣になれなかつたことは蓋し當然である。

それでは他方、鷗外はこの事件に際しての山縣の心事には遂に冷淡な傍觀者であり通したのであらうか。又この場合の南朝正統論者山縣の心事とは抑々どういふ性格のものなのか。岡義武氏の次の説明は直接この南北朝問題にふれてのものではないだけに、かへつてよく權力者に特有の不安を言ひ當ててゐるものの如くである。曰く、へ山縣が維新以來築き上げられて來た國家体制の中においていよいよ高い地位に登り、權勢をますますほしいままにするにつれて、その地位、その

權勢を正統化するためにも、又それからうける利益を確保して行くためにも、体制それ自体を正統化しなければならぬ。従つて、その反面おのずから体制への批判、反体制の運動に對して敏感とならざるを得ない。

この文章は主として社會主義者の運動に對する山縣の不安を洞察したものののだが、恰度體制保持の哲學としての朱子學を唯我獨尊的に官學化せざるを得なかつた徳川幕府と同じ様に、必然的に正統哲學の信奉者となるより他なかつた山縣の宿命的な位置を巧みに言ひ表してゐる。そこで鷗外の老公に對する理解・對處も、實證的史實と正統主義イデオロギーとの間を如何に調和・妥協せしめるかといふ問題に翻案されると見てもよいであらう。それは同時に學問の自由を政争の犠牲として壓迫され、學説がイデオロギーの支配力に屈服するといふ苦い經驗を嘗めた歴史學者喜田貞吉の立場に對する考察ともなるはずである。

かう見てくる時思ひ當るのが、この事件より約一年後に發表された短篇小説『かのやうに』の主題である。

南北朝正閏論争そのものは、鷗外の舊友三人が山縣を訪ねるといふことがあつてから三日の後、政府がこの問題は勅裁を仰いで解決することを決定して終熄に向つた。事實勅裁は下り、三月十五日、政府が國民黨の質問書に對して返答を送付するといふ形で全面的に解決した。喜田貞吉は休職處分を受け、謂はば敗者となつた。

政治的にはこれで解決したのだが、他人事とは言へぬ間近な位置にあつて事件の始終を觀望してゐた鷗外にとつて、事件の問題性は必ずや胸裡に何かの癩りを殘したかと思はれる。偶然とは面白いもので、恰度その頃、推定で明治四十四年の夏の頃にH・ファイヒンガー

(Hans Vaihinger 1852-1933) の新刊の著作『かのやうにの哲學』(Die Philosophie des Als-Ob) が鷗外の手許に届けられる(所謂見計らひによつてドイツの書店から直接に、であつたと推定される)。それはその時鷗外が胸裡にかかへこんでゐた難問を、見かけ上如何にも都合よく解決してみせてくれてゐる特効薬の如きアイデアだと思はれた。それは喜田貞吉の屈辱と同時に、更に二十年昔の明治二十五年に久米邦武が論文『神道は祭天の古俗』⁹⁾で物議を醸し、それがもつて帝國大學教授の地位を追はれたことがあつた、かの事件をも思ひ出させる様なものだつた。つまり「かのやうに」の哲學を以て當れば、實證史學と體制イデオロギーとの衝突も、又あの様な筆禍事件とても何とか収拾できたのではないかと思はせる様な意味に於いてである。

短篇『かのやうに』が提起した問題とは、一般的には合理主義的・實證主義的思考と啓示宗教との相剋、平たく言へば史實と神話、教育と信仰との間に生ずる撞着である。この問題の圖式を當時の日本の思想界に持ち込んで肉付けをしてみると、皇室が以て國民を統治するための權威は現に神話的傳承のうち求められてゐるけれども、實證科學の信奉者たる新しい世代は、神話に基礎を置く權威といふ様なものに猜疑の眼を向け始めてゐるのではないか、教育の普及が人民の素朴な信仰を揺り動かし、神話の權威に對する懷疑を喚び起したのではないか、その結果がこの日本に於いては千年來夢想だにされなかつた凶事、一平民の立場からする天皇暗殺の企てといふ不祥事の勃發となつたのではないか——、といった深刻な疑惑が生じてくる。さうかと言つて、神話ではない歴史的事實を正直に子どもに教授して、それでかつ神話に依據した國家秩序への信奉を破らせずにおくことができるだらうか。或いは、二つの朝廷が併立してゐた史實を史實として教へて、

それでゐるに國に二君あらず民に兩主無き國體への信従を動搖させずにおくことができようか。更には、祭祀儀禮の核にある祖先の神靈といふものは實は存在しないのだといふことを意識しながら、なほも恭々しく祭祀を執り行つてゆくことが可能だらうか——と、そんな問題になつてくる。

これらの矛盾を人間關係の上に翻案してみれば、神話を歴史として信じ得る人間、もしくは信じなければならぬと信じてゐる人間と、神話と歴史とは辨別して扱はなければならぬといふ信條に生きてゐる人間との對立といふことになる。これが作中人物たる秀麿とその舊弊な父親との對立として描かれてゐるわけで、「かのやうにの哲學」とは實證的歴史學者たる秀麿が自分の信條を枉げることなく、しかも老いた父をいたはる心で、何とか衝突せずにつきあつてゆくための方便である。

この作品に就いて、作者鷗外が大正七年の暮に女婿山田珠樹宛に説明を與へてゐる一書簡は有名なものである。曰く、へ……イデエハワイヒンゲルナルコト御話申候通二候然ラバ全編捏ネ合セモノナルカト云フニ一層深ク云ヘバ小生ノ一長者ニ對スル心理狀態ガ根調トナリ居リソコニ多少ノ生命ハ有之候ト信ジテ書キタル次第候……

書中へ一長者とは山縣有朋のことで、この作品は、大逆事件や南北朝正閏問題で憂憤し苦惱する老公を、鷗外の側から如何に慰撫し、同時に説伏すべきかにひそかに心砕いた、その内的葛藤の譬喩談なのだ、といった見方がここから出てくるわけである。¹⁰⁾この件に就いても嗣子森於菟氏に以下の様な傳聞の證言がある。

〈そのうち井上通泰さんが公の賛成を得て雑誌を出すことになり、これに父も關係するやうになりました。それは敬神思想を養ふもの

で、國體と新しい實證的思想との相違調和を論じたりするためでした。この雑誌は計畫だけであつて出ませんでした。しかしとにかこの雑誌を出すにあつて山縣さんが森の意見を聞いてみよと云はれ、それに對し、父は「すべて神の事は科學的に證明は出來ぬ。しかし證明出來ぬからといつて、それを投げ出しては世の中がなりたため。すべてあるかのやうに思へばよろしい。たとへば××××として崇拜することは××××、しかし×があるかのやうに思へば××出來る」と云ふやうな意見を述べました。この思想は「かのやうに」と云ふ短篇の中に述べてあります。このことが山縣公の耳に入つて、森は西洋心酔者だとばかり思つてゐたが、以外に保守的なところもある男だと心がとけ、それから以後大變親しくなつたさうです。

この談話は何やら記憶の不確からしいところが見られ、又談話である以上逐次的に綿密な検討に堪へるものではないので、あまり深追ひすべきではないが、〈一長者〉とは山縣のことだといふ解釋の典據になつたのはこの一節であると思はれる。私自身は、この〈一長者〉とは乃木希典を指すのではないかといふ推測に傾くのだが、當時山縣の心事を鷗外がこれに近い形で持扱ひかねたり、なだめたりといった状況は現實に存したであらう。といつてもそれは直接に山縣と相對してのことではなく、いずれも山縣により近い賀古等を通じての間接のこととて、つまり全ては鷗外の内心に進行してゐた對話的獨語なのである。鷗外と山縣と、兩者の最晩年の交渉の中で少しく嚴しい形で浮上してゐる社會主義・社會政策をめぐる課題が山縣の身邊で喧しく取沙汰される様になつた際にも、それに對する鷗外の關り方は當初は畢竟間接的なものであつたらしい。それにしても、森於菟氏の回顧談話が對人

的關係に就いては大凡誤りのない所を傳へてゐるものとすれば、山縣有朋が人を受け容れる際にあまりの慎重さに感慨なきを得ない。既に明治四十二年に『古稀庵記』の起草を委嘱してゐる間柄であり、鷗外との直接の面晤の機會も三十九年以來のことである。それでも山縣が本當に森に心を許す様になつたのは『かのやうに』に述べられてゐる様な思想の穩健性を看取つてより以後のことであるらしい。作中の五條秀麿父子や現實の森鷗外と乃木希典とは、知的には微妙な緊張を孕みながら情の上では親しく結びついて平穩な外見を保つてゐる、といふ状況であるが、鷗外は山縣に對しては當時、情の上で結びつくといへる程の距離には近づかなかつたのだ、と筆者は觀測してゐる。

(七) 明治の終焉・乃木將軍の殉死

大正元年九月十三日の夜、青山齋場で明治天皇の御大葬が舉行された。御大葬の儀式が全て終了したのは深夜二時で、參列してゐた森鷗外はその時刻に齋場を出て歸路に就いた。その時乃木大將夫妻が天皇の御跡を慕つて殉死を遂げたらしいといふ噂が流れてゐた。翌朝午前二時青山を出て歸る。途上乃木希典夫妻の死を説くものあり。予半信半疑す」と鷗外は九月十三日付の日記に記してゐる。御大葬の一夜が明けた十四日晝、鷗外は直ちに乃木邸に弔問に赴き、又舊上司たる石黒忠憲男爵の要請を受けて配下の軍醫二人を乃木邸に派遣した。翌十五日には遺骸の納棺式に臨席したことも日記に見えてゐる。そして十八日乃木夫妻の葬式のための青山齋場に足を運んだ、その夜、彼は短篇小説『興津彌五右衛門の遺書』を起稿して一氣に書き上げてしまふ。この作品は「中央公論」の十月號に發表され、後にかなり重要な加筆改稿の手を施されて翌年六月單行本『意地』に収録されて廣く世

に讀まれる様になつた。これは以後に續々と執筆されることになる一連の歴史小説の皮切りに當る作品として文學史的意義の上から注目されるものだが、敢へて一口でその性格を定義してみようとするならば、これは乃木將軍の明治天皇への殉死といふ非常の行爲に對しての、鷗外の側からする理解と説明の試みである。その様な試みを自らに課さざるを得なかつたところに、鷗外の受けた衝撃の深さが表れてゐるし、實際、日記に「予半信半疑す」と正直に書いてゐる通り、彼にとつて乃木將軍のとつた行動は豫想もつかぬ意外事であつたであらう。

鷗外が最後に乃木將軍と面晤したのは明治四十五年七月十日陸軍軍醫學校卒業式の席上ではずである。その日の歸り途に鷗外は、最近ヴィーンの或る彫刻家が乃木の肖像を刻んだ銀牌を贈呈してきたといふ傳聞を話題にし、一度拜見したいものだ、もしよろしければ友人の武石弘三郎をして模造を作製させてもみたいと言つた。明治天皇が崩御された後、殉死を決意した乃木は友人知己に對し、ひそかに形見分けの贈與を進めてゐた。或る日乃木の副官が話題の銀牌を鷗外のもとに持參し、返却に及ばぬ、といふ持主の口上をも傳へた。これは乃木から森に向けての形身の遺贈を意味するものだつたのだらう。しかし鷗外はそのことに氣がつかなかつた。折角遠方から寄贈されてきたものを貰つてしまつてはすまぬと思ひ、又それほどの優れた出來榮えとも思はれなかつたので、さきに口外した様な模造を作らせるといふことにもせぬままに、鷗外はそのレリーフを乃木に返却した。かくて彼の手元に乃木の遺品が留る機會は失はれ、その自裁の覺悟も豫感せられることもなくて過ぎた。

一方、乃木は九月八日に、ひそかなる辭別の心を以て山縣有朋を訪問した。對座するうちに山縣は乃木に對して、先帝崩御の際に詠じた

哀悼の和歌を示し、乃木の方でも自作の挽歌一首をその場で紙に書いて山縣に渡した。それは、

神あかりあかりましぬる大君のみあとしたひておろかみまつるといふものであつた。山縣は黙つて受取り、一語の評語も發しなかつたが、乃木が歸つたあとでこれを讀み直して、「みあとしたひておろかみまつるでは語勢が合はぬ。此歌を詠んでは乃木は死ななくちやならぬ」と獨語し、傍の夫人を顧みて「乃木が這箇の歌を詠んで行つたが不思議な歌を詠むものぢや」と呟いた。晩食の時にも山縣は又「乃木は死ぬ氣ではないだらうか」と繰返した。

山縣は乃木の死を微かに豫感したのであつたらう。訃報に接するやこの剛毅冷嚴な老人としては珍しいことに涕涙塞きあへず、他人の眼を憚つて遂に弔問に出かけることができなかつたといふ。彼の乃木に向けての挽歌は、

いさきよく今までみえし秋の霜きえて朝日の光りまはゆきといふものだつた。

(八) 公務に關する接觸・遂に實現した庇護と報謝

世界の耳目を聳動させた乃木夫妻殉死事件に、山縣、森兩人夫々に個性的な遭遇・對應を見せてゐるが、この件をめぐつて兩人の間に何らかの接觸があつた形跡はない。つまり兩者の關係は既に五年に及ぶ常磐會例會での同席、「古稀庵記」の起草といつた縁故があるにも拘らず、依然として淡く間接的なものであり、重要な案件は常に間に立つ賀古鶴所を通じて一方から他方へと流れてゐた、といふ風に見える。そして、そのことの一例として明治天皇崩御の少し前に起つた陸軍進級令改正案問題がある。これは簡單に言へば、それまで獨立してゐた

陸軍軍醫部の人事権を醫務局長の権限から引離して軍務局長の手に収奪しようといふ案件である。醫務局長の森は當然此に抵抗し、軍務局長田中義一、人事局長河合操との間に険しい對立を惹起した。そして森はこの案を強行するなら辭職するまでだとの強硬な態度を崩さなかつた。明治四十五年七月一日付の鷗外の日記に次の文字がある。

〈進級令問題に關する意見行はれざることとなりしにより、次官に請罷す。(中略)夜賀古鶴所來話す。矢嶋柳三郎が予の進退を告げしによりてなり。〉

山田弘倫軍醫中將の特異な評傳『軍醫森鷗外』によれば、森局長が改正案阻止のために職を賭して抵抗してゐるといふ事態を知つて、山田氏自身は人事局長の許に談判に赴き、氏と意向を同じうする醫事課長の矢嶋軍醫は賀古鶴所に注進に及んだといふのであるが、それは賀古の背後には長老山縣有朋が控へてゐることを意識し、計算に入れての上のことだつた。果たして翌七月二日、鷗外日記によれば

〈雨。予の進退の事を告げに、賀古椿山莊へ往く。放衛後賀古を訪ひて謝す。〉

といふ次第で、賀古は早速山縣を訪問し、陸軍省の人事問題にこの大長老が介入せんことを乞うたのであつた。それは勿論表向きには軍醫部人事権なる行政事務の根底に存する道理といふものを盾にして行動したといふことであらうが、直接の動機は舊友森林太郎局長の一身上の榮辱がこれに懸つてゐたからである。賀古の山縣訪問・陳情の効果は忽ちに現れた。翌七月三日の鷗外の日記には、

〈雨。岡次官來局して椿山公と田中少將義一との對話の事を言ふ。椿山公賀古を召して予の進退の事を言ふ。(中略)放衛後再び賀古を訪ひて、椿山公の話を傳へ聞く。〉

とある。山田弘倫氏著書によれば、山縣と田中軍務局長との對話といふのは、要するにこの長老から、衛生部人事の獨立性に對しては干涉するな、といふ日本陸軍軍醫部發足當時からの傳統を根據にしての注意であつたらしい。斯うして軍醫の進級令に就いての改正案は當面撤回されることになり、鷗外の抵抗は貫徹された形で、従つて辭職をする必要もなくなつた。越えて七月七日の鷗外日記に「椿山莊へ果物を贈りまゐらす」とあるのは勿論この危機に際しての山縣の庇護に對する感謝の表現である。親友の賀古が森をしきりに山縣に接近させようとし、陰に陽に推輓してゐたことの効果が、此處に到つて遂に實質的な實を結んだのであつた。時に鷗外五十一歳である。明治四十年四十六歳で軍醫總監(後の官制では軍醫中將)に任ぜられ、醫務局長に就任してから五年を経てはゐるものの、有能な官吏としての彼には猶爲すべき仕事は多く、部下の信望も極めて厚かつたこと、山田弘倫の證言を信すべきである。この年齢に於いて謂はば喧嘩別れの如き形で退職してしまふのは、活動意欲旺盛な鷗外としては如何にも不本意なことであつたらう。有り體に言へば彼は公職の上での危機を山縣の介入によつて救つてもらつたのであり、そのお蔭で公人としての彼の活動には更に五年の歲月が残されることになるのであつた。鷗外がこのことで山縣に恩誼を感じ、折にふれて報恩の志を起したとしても、それは人情の自然といふものであり、義理の貸借といった功利の側面から觀察すべきことではあるまい。

幸ひにして、それも森と山縣との双方にとつて、といつた表現をしてよいであらう、この事件を機縁として兩者は接近の度合を一目盛深める。如何にも遅かつた、とも言へよう。しかし兩者間の距離がそれ以上縮まらなかつたといふ場合よりは遙かによい。權力と叡知との接

近、そこに期待される親密な強力と融合——そこからは確かに何か或る精神の新展望がひらけてくるはずである。兩者に残された時間、もはや長くはない大正期の十年間に、その展望の中にどんな風景が展開されるのか、それを次なる課題として此處に一先づ検証の筆を擱くこととする。

附記 本論文を、敬愛する同僚島田良二教授の御退職に際し、記念として、献呈する機会を得たことを喜びとするものであります。

注

(1) 山縣は幼名辰之助、十八歳で小助と改め、二十歳で小輔と一字改め、文久三年二十五歳で奇兵隊に参加した頃には狂介と稱してゐた。以下山縣の青年時代に就いての記述は次の四書に負うてゐる。

藤村道生『山縣有朋』昭和三十六年五月初版、吉川弘文館刊。

坂本箕山『元帥公爵山縣有朋』大正十一年二月、至誠堂刊。

岡義武『山縣有朋——明治日本の象徴——』昭和三十三年五月初版、岩波書店刊。

半藤一利『山縣有朋』平成八年八月、PHP文庫。

(2) 森於菟『父親としての森鷗外』昭和四十四年十二月初版、筑摩書房刊。平成五年九月「ちくま文庫」として再版。そのⅡ「鷗外と醫學」のうち「鷗外秘話」に語られてゐる。「台北讀書會」で語られた談話である由。

(3) 本篇の書誌的詳細は『鷗外全集』第三卷(昭和四十七年一月、岩波書店刊)の本文凡例及び編集部による「後記」によつて窺ひ見ることが出来る。

(4) この微妙な接觸點を機敏に捉へてゐる先行研究として石井郁男氏の「森鷗外の小倉時代」(昭和五十七年七月森鷗外記念會發行「鷗外」第31號、現在昭和六十二年有精堂刊「日本文學研究資料新集13『森鷗外——初期作品の世界』所収)がある。ただ『西周傳』が一種の山縣あての手紙としてまとめられた、との同氏の説に筆者は賛同し難い。

(5) 常磐會といふ歌會の沿革・實績・意義については古川清彦氏に「森鷗外と常磐會」と題する詳細な研究がある。始め「宇都宮大學學藝部論集」第一〇・一一號(昭和三十六年一月、三十七年十二月發行)に發表され、昭和四十五年一月發行の「日本文學研究資料叢書」の一冊『森鷗外』(有精堂刊)に再録された。この主題に關しての決定版と言つてよい綿密な調査報告であり、本稿でも常磐會實績の細目に關する言及はほとんど全てを古川氏の研究に負うる。謝意を込めて記しておく。

(6) 唐木順三『森鷗外』昭和二十四年初版、世界評論社刊。本書は昭和三十一年東京ライフ社が復刊、昭和三十三年社會思想社が改訂版を刊行、後に唐木順三全集に収められた。本稿では

社會思想社版を參考としたが、そこに「常磐會は歌會から逸脱して社會政策を談ずる中心にならねないようなところがあつたと思われ」(一)といふ一節がある。但しこの判断が生じた根據については唐木氏は明示してゐない。

(7) 喜田貞吉『還曆記念 六十年之回顧』昭和八年刊、私家版。

(8) 岡義武『山縣有朋』注(1)に記載。

(9) 久米邦武『神道は祭天の古俗』初出は明治二十四年十月—十二月に「史學會雜誌」第23—25號所載。問題を醸したのは明治二十五年一月「史海」第8號再録の時。現在は筑摩書房版『明治文學全集』78『明治史論集』(二)所載の形で讀むことができる。

(10) 現在鷗外研究者の多数派が「長者」は山縣有朋を指すとの見方を採つてゐるやうである。早い時期のこの説としては、注(6)に挙げた唐木順三氏が該著の中で、「……日本は特殊なお國柄だから當局が巧みに舵をとつてゆけば、危険なことは起るまい」といつた。そうして、巧みな舵のとり方の一案として「かのやうに」を書いて山縣公に獻策したと、事も無げに書いてゐる。この作品が山縣への「獻策」であるといふ特異な判断について、唐木氏はやはりその根據を呈示してはゐない。

(11) 前掲、森於菟「鷗外秘話」

(12) 徳富蘇峰編述「公爵山縣有朋傳」(下卷)

(13) 本書は公人として、陸軍省の官吏としての鷗外を論ずる際の文献として古典的位置を占める。但し現在では軍醫としての鷗外を全體的に捉へようと試みる單行の研究書も多数出るに至つてゐる。管見に入つたかぎりの代表的なものを五點を掲げておく。

伊達一男『醫師としての森鷗外』(正・續) 昭和五十六年二月、平成元年四月、續文堂刊。

丸山博『森鷗外と衛生學』昭和五十九年七月、勁草書房刊。

宮本忍『鷗外の醫學思想』昭和五十四年二月、勁草書房刊。

同右『森鷗外の醫學と文學』昭和五十五年二月、勁草書房刊。

松井利彦『軍醫森鷗外——統帥權と文學』平成元年三月、櫻楓社刊。

後記。本稿は季刊雜誌「日本及日本人」の昭和六十二年十月「爽快號」同六十二年一月「新春號」に發表した「森鷗外と山縣有朋——大正期思想界の一面」(上)及び(中)から、明治の終焉に至るまでの叙述を抄出し、改訂・増補の筆を加へたものである。かなりの部分が要旨から言へば再度の活字化になることにつき、御諒承を乞ひたい。